

## (介護予防)小規模多機能型居宅介護運営規程

### (事業所の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人高田福祉会が開設する(介護予防)小規模多機能型居宅介護(以下「事業所」という。)の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「職員」という。)が、要介護及び要支援等の状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、住みなれた地域で生活するために適正な(介護予防)小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能型居宅介護」という)を提供し、利用者が可能な限り居宅で生活ができるように支援することを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法の趣旨に従って、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(以下「小規模多機能型居宅介護計画」という)に基づき、通いや訪問、宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続性を支援するものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアホーム「あいびす」
- (2) 所在地 新潟県上越市とよば107番地 イル・クオーレとよば2階

### (職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤、介護支援専門員または介護職員と兼務)  
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。  
利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。
- (2) 看護職員 1人  
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (3) 介護職員 6人以上(常勤、及び非常勤)  
利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
- (4) 介護支援専門員(常勤、管理者または介護職員と兼務)  
利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1 営業日            | 365日       |
| 2 営業時間           | 24時間       |
| (1) 通いサービス(基本時間) | 9時30分から16時 |
| (2) 宿泊サービス(基本時間) | 16時から9時30分 |

- (3) 訪問サービス（基本時間） 24時間

（登録定員等）

第6条 登録定員等は、以下のとおりとする。

- (1) 登録定員 25人
- (2) 通いサービス 15人
- (3) 宿泊サービス 9人

（サービスの内容）

第7条 サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) サービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な支援を行うものとする。
- (2) サービスは、「通い」・「訪問」・「宿泊」を柔軟に組み合わせて提供することによって、利用者が居宅で自分らしい生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- (3) サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- (4) サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握し、適切に行うものとする。
- (5) 職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (6) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (7) 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は、上越市立城東中学校区、雄志中学校区及び城西中学校区とする（事業所より、概ね4km以内）。

（利用料その他の費用の額）

第9条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者から利用料の本人負担分の額の支払いを受けることができる。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
  - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎及び協力医療機関以外の医療機関へ通院する場合に要する費用
  - (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅及び協力医療機関以外の医療機関へ訪問サービスを提供する場合に要する交通費

- (3) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）  
朝食 400円 昼食（おやつ込み）600円 夕食 600円
- (4) 居住に要する費用  
1部屋／1泊 2,060円
- (5) おむつ代 実費 ※使用する種類により異なります。
- (6) サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（別紙参照）
- (7) その他の費用（重要事項説明書参照）

3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとする。

4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 事業所を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならないこと。
- (2) 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならないこと。
- (3) 利用者は、事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害してはならないこと。
- (4) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出してはならないこと。
- (5) 事業所を利用する者は、騒音や暴力等の他の利用者に迷惑となる行為を行ってはならないこと。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

2 事業所は、地域消防署等関係諸機関及び地域住民と協議を行い、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害その他緊急時に備え、年2回以上避難訓練、その他必要な訓練等を実施するものとする。

3 大規模災害が発生した場合は、原則として利用者を身元引受人に引き渡すものとする。ただし、何らかの事由によって引き渡し不可能的な場合、または、施設管理者が施設内の方が安全性が高いと判断した場合は、緊急回避措置として継続して介護サービスを提供するものとする。

4 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるためのBCPを策定し研修及び年間2回以上の訓練を実施するものとする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医

療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生、又はまん延しないように感染症防止委員会を3か月に1回以上開催し指針・マニュアルの整備見直しや年間2回以上の研修及び訓練を実施するものとする。

#### (個人情報保護)

第13条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

#### (緊急時の対応)

第14条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要に応じ主治医等に連絡し必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録をするとともに再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

#### (職員の研修)

第15条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

- 2 事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
  - ア 採用時研修 採用後1か月以内に実施
  - イ 継続研修 年2回以上実施
- 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講できる体制を講じるものとする。

#### (運営推進会議の設置)

第16条 事業所は、地域包括支援センターの職員、利用者・家族の代表、及び地域の代表者等で構成された運営推進会議を設置し、定期的に会議を開催し、活動状況について報告するとともに意見や要望を聴し、地域との連携を図りサービスの向上に努めるものとする。

#### (地域との連携)

第17条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(苦情等への対応)

- 第18条 事業所は、サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。
- 2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
  - 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行い報告するものとする。
  - 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者等に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(虐待防止の対応)

- 第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催し、指針を整備するとともに年間2回以上の研修を実施するものとする。
- 2 虐待防止対策の担当として、管理者を充てるものとする。
  - 3 委員会は職員への研修内容、指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、通報、再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 第3条(2)の改正は、平成25年12月1日から施行する。
- 3 第1条、第9条第2項(6)別紙の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 第9条の改正は、平成27年8月1日から施行する。
- 5 第9条別紙、第11条第3項の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 第11条第2項、第4項、第12条第2項、第15条第3項、第19条の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 第4条第1項(1)、(2)、(4)、第9条第2項(4)、第11条第4項、第12条第2項、第19条第1項、第2項、第3項の改正は、令和6年4月1日から施行する。

第9条：その他の費用の額（別紙）

平成28年4月1日現在

項 目	金 額
理美容代	実費
医療品費	実費
おむつ代	実費
電化製品等電気代	1品あたり40円/日
実施地域以外の居宅及び協力医療機関以外の医療機関へのサービスに要する交通費	1キロメートル25円
実施地域以外の居宅及び協力医療機関以外の医療機関への送迎	1キロメートル25円
教養娯楽費	各行事・クラブの材料費の実費
利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	実費
身の周り品購入費用	実費